

2010年9月8日

小豆島町

町長 塩田幸雄 様

寒霞溪の自然を守る連合会

代表 山西克明

神懸通甲 1689-2

電話 0879-82-4634

「新内海ダム建設事業に関わる公開質問」への回答 に対する質問

去る8月23日に貴職に提出した「新内海ダム建設事業に関わる公開質問」への貴職からの8月30日付回答は「ご質問の事項は、現在係属中の事業認定取消し訴訟等の裁判の進行に関連する事項でありますので、当該事項の内容につきましては、裁判を通じて真摯にお答えしてまいります。」でした。

先ずは当方がお願いした期限内に回答いただけたことにお礼申し上げます。

さて、回答の内容ですが、何故このような回答になるのかまったく理解できません。

裁判の進行に関わるとしても、それは相互の理解が進めば裁判の進行が円滑にいくことなので、望ましいことです。よって、「裁判の場以外ではお答えしない」とする主旨の貴職のご回答はまったく理解できません。そのことはこれ以上触れません。

今回は、この公開質問事項が裁判にはまったく関連していないことを説明させていただきます。

- 1：「事業認定取消し訴訟」は国を相手にしているもので小豆島町にはまったく関係がありません。
- 2：小豆島町とは、内海ダム再開発事業への負担金支出について訴訟で争っています。その中身は「内海ダム再開発は不要」ということにあります。しかし、今回提出した公開質問は、「内海ダム再開発は不要」をいうものではありません。裁判に関係なく、私たちが知らずにいる事実関係のみをお聞きしています。

◇ 各質問事項が訴訟とは関係がないことの説明

① 新内海ダムの安全性について。

事業計画に対する質問ではありません。実際に工事に着工してから発生している問題についての質問で、早急の善処を求めるものです。工事の進行に合わせて発生している問題も「裁判の進行に関連するから裁判を通じて」というのでは遅すぎます。強固な岩盤が出てこなかったことの実態関係とその対策、野積みされている掘削土の問題は緊急に解決していただかないと私たちの生活・命が脅かされます。

② 西城川・片城川の問題

志岐先生が7月19日に巡検された際の報告にも「土石流発生の根源を断つ手立てが必要である」と記されています。

また、S51年災害以降、どのような土石流対策がとられたのかについては、新内海ダムの有無に関わらず町民にとって大きな問題です。

③ 町の負担金 49 百万円について

町の実質負担金がどの程度のものであるのかは私たち町民一人ひとりにかかる問題です。県の実質負担は県民一人ひとりにかかる問題です。私たちはその事実を知らされていないので質問をしています。何故これらの事実を説明するのに裁判を通さなければならないのでしょうか。小豆島町民として、且つ、香川県民としての正しい負担額を私たちは知りたいのです。

④ 新内海ダム完成後の簡易水道の扱いなど

この問題も上記の問題と同様です。新内海ダムが出来ることによって小豆島町の水道がどのように変わるのか私たち町民に説明がされていません。私たちはその事実を知らされていないので質問をしています。何故これらの事実を説明するのに裁判を通さなければならないのでしょうか。

供給単価と給水原価についても同様です。なぜ44円の差があるのか、その差額は何に使われるのか、の説明を求めます。何故これらの事実を説明するのに裁判を通す必要があるのでしょうか。

以上です。

9月17日に小豆島庁舎に伺いますので、そのときに私たちと会見されご回答いただくことをお願いいたします。